

岡山県ソフトテニス連盟表彰規定

- 第 1 条 ソフトテニスの振興発展に尽力し功労顕著なもの、成績優秀で他の模範となるもの、又は当連盟に特に功績のあったものはこの規定により表彰する。
- 第 2 条 この規定による表彰は、各支部からの推薦のもと、表彰審査委員会にはかり表彰する。
- 第 3 条 表彰は、次のものについて行う。
(1) 功労者
(2) 優秀選手
(3) 優良団体
(4) ランキング選手
(5) 大会入賞選手
(6) その他特に必要なもの
- 第 4 条 表彰される者には、表彰状、又は感謝状、あるいは記念品を授与し、その功をたたえる。
- 第 5 条 表彰は原則として毎年評議員会において行う。但し、第 3 条の(5)・(6)は随時行う。
- 第 6 条 功労者は、長年にわたり岡山県ソフトテニスの振興発展並びに当連盟の事業に特に功労顕著であり、かつ、人格高潔であるもの。
- 第 7 条 優秀選手は長年にわたり選手の模範として尊敬を受け、又は当該年度において特に優秀な成績を収めたもの。
- 第 8 条 優良団体は多年ソフトテニスの振興発展に寄与し、又は優秀成績を収め他の模範となるもの。
- 第 9 条 ランキング選手は、当該年度内の成績が優秀で規定の順位までにランクされた者である。
- 第 10 条 大会入賞選手に対する表彰は、次の大会について行う。
(1) 当連盟主催各種大会
(2) 当連盟が共催又は後援する大会
- 第 11 条 各表彰は、原則として会員登録をしている者について行う。
- 第 12 条 表彰審査委員会は、会長が次の役員を集め審査し、決定する。
(1) 副会長
(2) 理事長
(3) 副理事長
- 第 13 条 表彰審査委員会は、委員の過半数の同意が必要である。
- 第 14 条 委員は本委員会にあって、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。

附 則

- 第 15 条 この規定は、昭和 40 年 3 月 6 日より実施する。
この規定は、平成 11 年 2 月 14 日より実施する。(一部改定)
この規定は、平成 19 年 2 月 10 日より実施する。(一部改定)
この規定は、平成 25 年 8 月 31 日より実施する。(一部改定)
この規定は、平成 26 年 8 月 30 日より実施する。(一部改定)

岡山県ランキング規定

岡山県ソフトテニス連盟

令和7年2月22日

種 別	大 会 名	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
一 般 男 女	岡山県選手権大会	100	70	60	50	40	30	20	10
	シングルス選手権	100	70	60	50	40	30	20	10
	国体県選手選考会	70	50	40	30				
	インドア選手権大会	50	30	20	10				
成 年 男 女	岡山県選手権大会	100	70	60	50				
	シングルス選手権	100	70	60	50				
	インドア選手権大会	50	30	20	10				
シニア 45才 55才	岡山県選手権大会	100	70	60	50				
	インドア選手権大会	50	30	20	10				
シニア 65才	岡山県選手権大会	100	70	60	50				
学 連	学生ソフトテニス大会	100	80	60	50	40	30	20	10
高校生	春季選手権大会	100	80	60	50	40	30	20	10
	全日・中国予選 個人	100	80	60	50	40	30	20	10
中学生	県 総 体	100	70	60	50	40	30	20	10
小学生	岡山県選手権大会	100	70	60	50	40	30	20	10
	全日本予選会	50	30	20	10				

※ 同点の場合は、県選手権上位を上位ランクとする。